

第3章 都市づくりの目標

第1 まちづくりの基本方針

市政全般の総合的な指針としての上位計画である「宮古市総合計画」を踏まえ、本計画におけるまちづくりの基本方針は次のとおりとします。

< 都市の将来像 >

本市の特徴である豊かな自然とひととの共生を基調とした心の豊かさやゆとりの実感、異なる文化や多様性をお互いが尊重し合う豊かなコミュニティの形成、自らの個性と能力を発揮していくことのできるまちづくりを進めていきます。

「森・川・海」とひとが共生する安らぎのまち

< まちづくりの基本的な方針 >

都市の将来像を実現するため、3つのまちづくりの基本的な方針を掲げて、まちづくりを推進します。

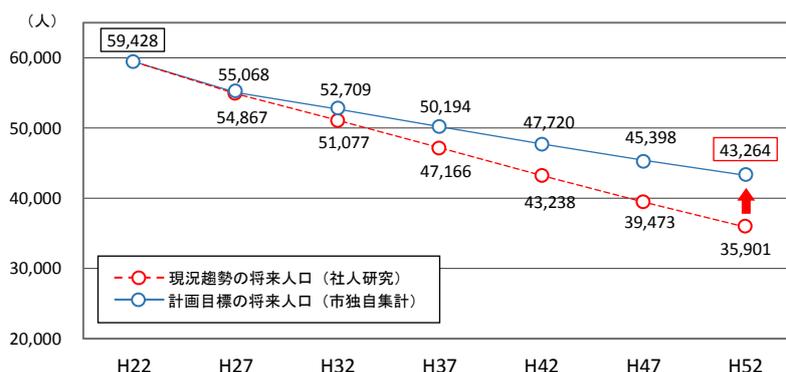
- 自然と共に生きるまちづくり**
- 健やかで心豊かなひとを育むまちづくり**
- 多様な産業が結びつき力強く活動するまちづくり**

第2 将来人口

国立社会保障・人口問題研究所による本市の将来人口は、2040年（平成52年）には35,901人になると推計されており、宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、出生率の段階的な向上や、市外・県外への流出を抑制する施策の実施により、人口の維持に努め、平成52年（2040年）4万3千人、平成72年（2060年）3万6千人の人口の確保を目指しています。

本計画においても、この考え方を踏まえ、将来人口を約4万3千人に設定し、持続可能なまちづくりを進めていきます。

図3-1 将来人口



資料：宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略

第3 都市づくりの目標

都市づくりの課題とまちづくりの基本方針を踏まえ、都市づくりの目標を次のとおり定めます。

目標1【賑わいと活力】の視点

中心拠点の賑わいと活力ある産業を育む都市づくり

- 宮古駅周辺地区は、まちの中心拠点として、賑わい・交流機能や各種生活サービス等の強化、魅力ある景観形成を図り、まちなかの回遊・滞留性の高い拠点形成を目指します。
- 宮古港出崎周辺地区は、宮古駅周辺地区と連携しつつ、広域的な交流拠点として、観光・交流・情報発信等の機能強化を目指します。
- 農林水産業の振興や6次産業化、観光産業の振興など、地域資源を活かした産業の活性化を進めるとともに、広域交通基盤等を活かした産業の集積を目指します。

目標2【安全・安心、快適な暮らし】の視点

子供から高齢者まで、安全・安心で快適に住み続けられる都市づくり

- 東日本大震災からの希望ある復興を契機とした災害に強い安全・安心な都市づくりを推進し、定住環境の充実を目指します。
- 医療・福祉の充実や健康増進の取り組みの活性化、子育て支援、多世代交流の促進、ユニバーサルデザインの推進等により、子供から高齢者まで、快適に住み続けられる都市づくりを目指します。
- 市街地等の居住環境の維持・増進や生活サービスの充実とともに、既存公共施設や空家等を地域の賑わいづくりに活用しコミュニティ活動の活性化等を目指します。

目標3【自然との共生】の視点

「森・川・海」との共生と、地域資源を活かした魅力ある都市づくり

- 「森・川・海」の豊かな自然や歴史文化等の地域資源の保全・継承を図るとともに、魅力ある景観形成や地域学習等の活発化、来訪者等との交流など、地域資源の積極的な利活用を促し、魅力ある都市づくりを目指します。
- 豊かな自然や地域の恵みを活かし、再生可能エネルギーや資源循環などの取り組みの拡大を目指します。

目標4【多様な結びつき】の視点

地域の元気を支える連携・交流さかんな都市づくり

- 広域道路の整備を活かした道路ネットワークの充実や、拠点等を結ぶ公共交通サービスの維持・向上等により、広大な市域におけるさまざまな都市活動の支援や、子供から高齢者など誰もが移動・活動しやすい交通環境の充実を目指します。
- フェリー航路など海上交通のネットワークを活かして物流機能と交流機能の強化を図り、地域の元気を支える連携・交流の活性化を目指します。
- 広大な市域での移動や大都市からの時間、距離等の課題に対応するため、高度情報通信環境の充実を図り、情報発信を進めることにより、交流がさかんで活力ある都市づくりを目指します。

目標5【参画・協働】の視点

市民参画と協働によるまちづくり

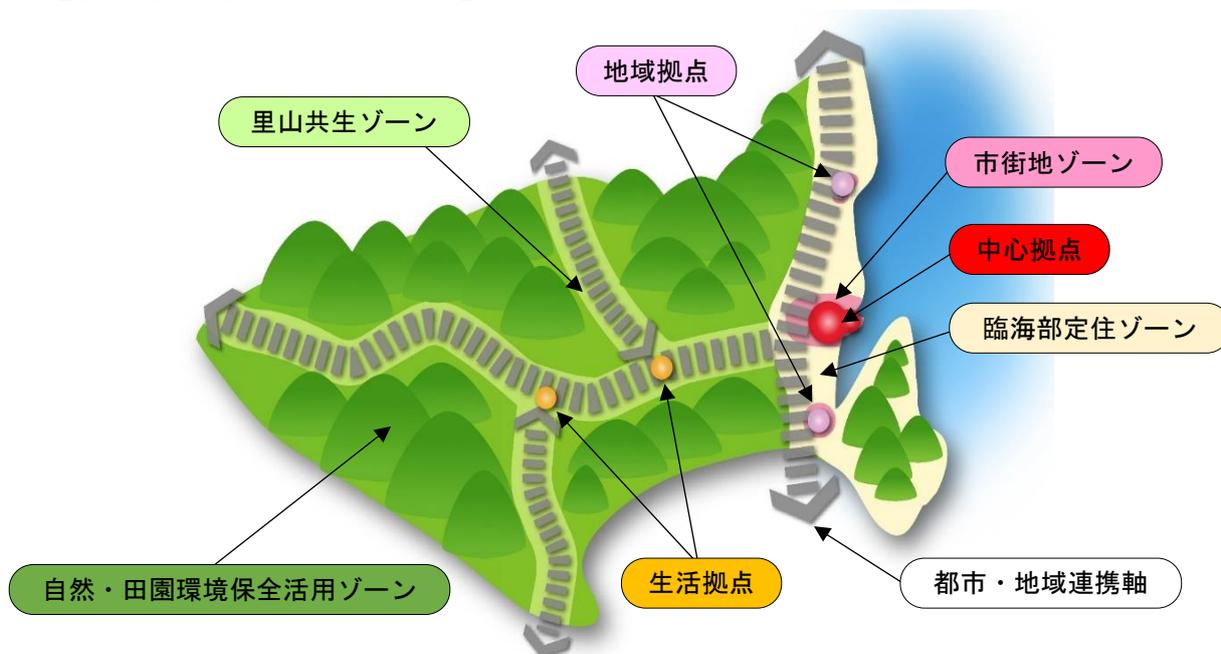
- 市民及び企業等の関心や熱意、アイデアと創意工夫によるニーズを踏まえ、ハード・ソフト両面からの市民参画と協働の取り組みを推進するとともに、さまざまなまちづくりの活動についての適切な情報提供や人材育成等の支援を進めていきます。

第4 将来都市構造

将来都市構造は、市域全体の特徴や骨格を空間的かつ概念的に表し、目指すべき将来の都市の姿をわかりやすく描いたものです。

市街地・集落・農地等の土地利用ゾーニングや、主な都市機能が集積する拠点、都市や地域を連携する交通軸など、都市の骨格を概念的に示します。

【将来都市構造のイメージ図】



将来都市構造における拠点・ゾーン・交通軸の考え方を次に示します。

拠点	中心拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○宮古駅周辺地区は、公共交通等の結節点及び行政・商業・業務・観光・交流等の機能集積を活かし、商業・生活サービス機能や交流、回遊・滞留環境の向上などを図り、魅力と賑わいある拠点形成を目指します。 ○宮古港出崎周辺地区は、水産振興や観光・交流の拠点としての強化を図り、賑わいある拠点形成を目指します。 ○宮古駅周辺地区と宮古港出崎周辺地区が連携して広域拠点機能の強化を目指し、情報発信や観光・交流機能、回遊性の向上を図ります。
	地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○田老、津軽石地区については、臨海部における北エリア・南エリアの地域拠点として、住宅地の整備・復興と連携しつつ、各地域における生活サービス機能等の強化を目指します。
	生活拠点	<ul style="list-style-type: none"> ○新里、川井地区の中心部等において、公共施設や観光・交流施設等を活かし、地域住民等が集う個性と魅力ある生活拠点の形成を目指します。
ゾーン	臨海部定住ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな海岸・海洋資源の保全と共生を図りつつ、市街地・復興住宅地等における定住環境の維持・増進や沿岸部等の水産業等の産業機能の集積強化、観光・交流機能の強化を目指します。
	市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○都市機能が集積する市街地は、無秩序な市街地の拡大を抑制し、まちなか居住の誘導や個性と魅力ある地域づくりを目指します。
	里山共生ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○道路、河川等に沿って形成される集落地やその周辺の農地については、農林業資源等と共生する里山ゾーンとして、集落環境の維持・増進を目指します。
	自然・田園環境保全活用ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ○広大に広がる森林と農地は、本市の魅力を支える地域資源として保全を図るとともに、さらなる産業振興や観光・レクリエーション・交流等の場として利活用の促進を目指します。
交通軸	都市・地域連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ○都市間や地域間を結ぶ広域的な交通ネットワークについては、円滑な交通・輸送の機能強化や公共交通サービスの維持・増進を図るとともに、インターチェンジや駅周辺等のポテンシャルを活かし、各地域の活性化を目指します。

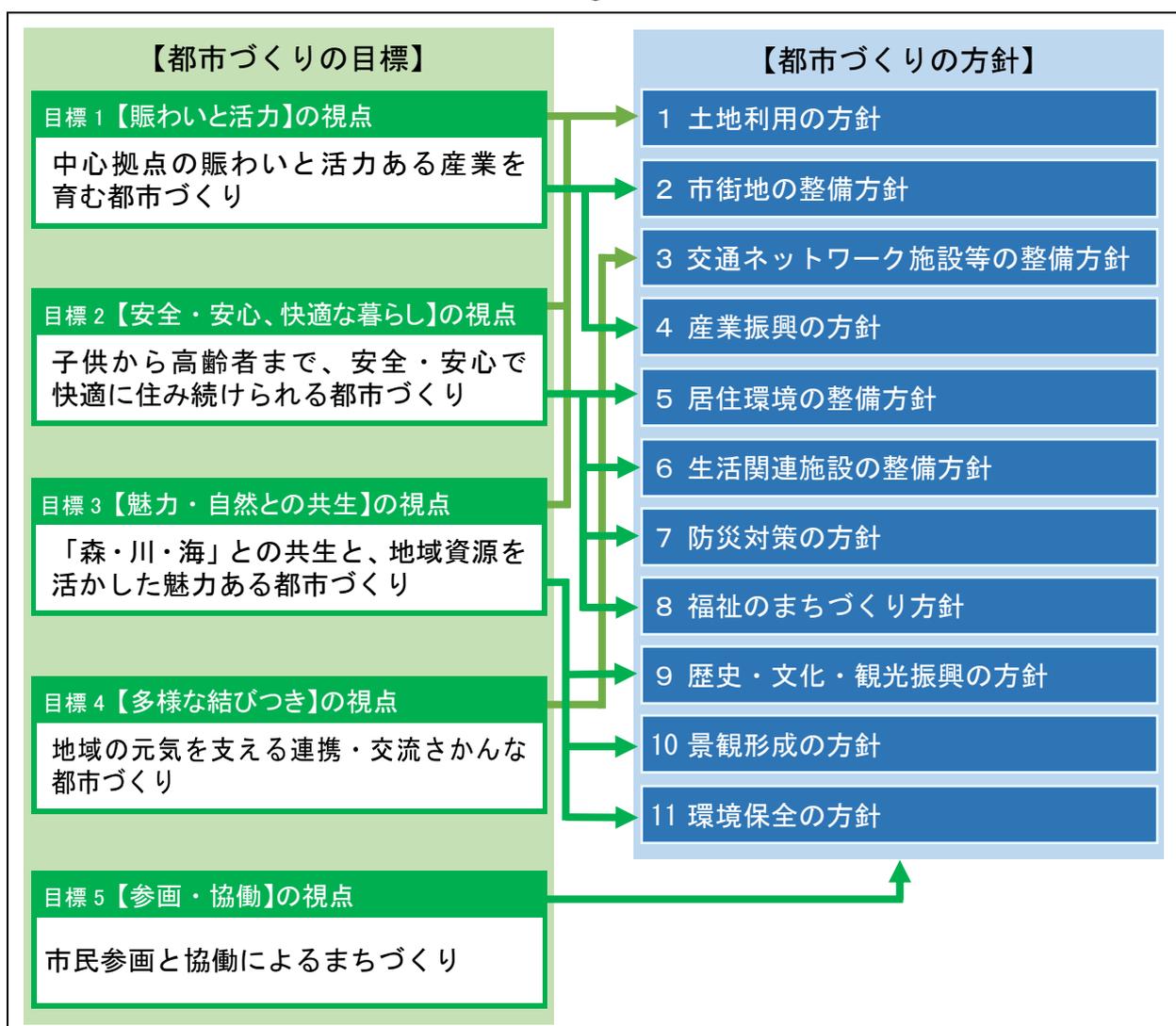
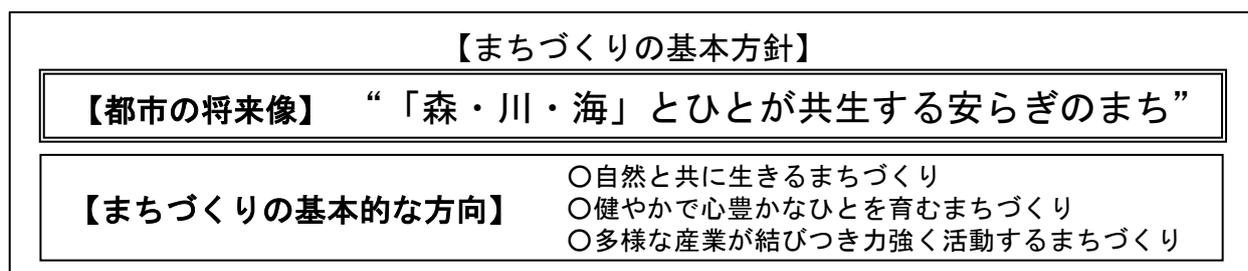
第4章 都市づくりの方針（全体構想）

<目標実現のための都市づくりの方針>

都市づくりの目標を実現するため、5つの都市づくりの目標に沿って、都市づくりの方針を定めます。

目標1から4は本章で、目標5については、「第6章 計画の推進」で整理します。

都市づくりの方針は、基本的に都市計画区域内を対象として整理しますが、全市的な都市づくりを進める観点や関連計画との整合性を図るため、都市計画区域外についても、必要に応じて方針を定めるものとします。



第1 土地利用の方針

1 土地利用の区分設定

土地利用の基本方針については、次に示す土地利用区分ごとの配置方針を定め、計画的に土地利用を誘導します。

土地利用の区分設定

土地利用の区分		土地利用のイメージ
都市計画区域		一体の都市として総合的に整備、開発、保全する地域
市街地（用途地域の指定区域）		優先的かつ計画的に市街地の整備や公共施設の整備を進める地域
商業系	商業系地域	都市の中心部等で、主として商業・業務・娯楽・サービス等の施設が立地する地域
	近隣商業系地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業、利便の増進を図る業務施設が立地する地域
工業・物流業務系	工業系地域	工業系施設の立地が中心となる地域
	物流業務系地域	物流業務系施設の立地が中心となる地域
住居系	住宅専用地域	住宅専用として、良好な居住環境を有する地域
	住居混合地域	住宅、商業施設、工場等が混在する地域
市街地以外（用途地域の指定のない区域） ※白地地域		自然的な土地利用を原則とし、農地やその他緑地と集落等が共生した地域
都市計画区域外		自然環境等の保全や農漁山村集落の環境整備を図る地域

2 都市計画区域

(1) 土地利用の基本的な考え方

① 機能集積や交通条件等を活かした市街地や拠点地区の活力強化

1) 拠点地区や市街地への適切な機能集積の強化

- 都市機能や基盤が集積している拠点地区や市街地においては、効率的かつ効果的で活力の高い都市構造の実現を目指し、市街地環境の向上を図るとともに、無秩序な市街地の拡大・拡散を抑制します。
- 陸路及び海路の広域交通条件等を活かし、中心拠点の商業・交流等の賑わい機能の強化や、工業・物流機能の集積強化を図ります。
- 市街地における都市機能集積を図るとともに、安全で快適な居住環境の形成を図ります。

2) 地域特性を活かした魅力ある環境の創出

- 拠点地区や市街地については、定住環境の向上を図るため、地区内や周辺の地域資源（緑地・水辺・農地・観光施設・文化施設・交流施設等）を有効活用し、魅力ある環境の質的増進を図ります。
- 中心拠点等の商業や生活サービス機能が集積する地区については、賑わいの強化を図るため、公共交通サービスの維持・向上や、関連施設の相互利用を促進する回遊・滞留性の高い環境形成を図ります。

② 良好な自然等と調和した適正な土地利用

- 住宅、商業及び工業用地等の都市的な土地利用の増進と良好な自然環境や地域資源との調和を図るため、適切な土地利用の規制と誘導を図ります。

③ 災害危険性を踏まえた適切な土地利用の推進

- 自然災害の発生により被害を受けるおそれがある地域等は、市街化の抑制を図るとともに、必要に応じて、災害危険区域等の指定による建築規制や住宅等の移転、防災対策の実施について検討します。
- 津波による浸水の危険性が高い地域等は、産業関連施設などの用地としての利活用を検討し、適切な施設が立地できるよう、土地利用を誘導します。
- 道路が狭あいでお朽木造建築物が密集する市街地は、火災による延焼を防止するため、防火・準防火地域の指定を検討します。
- 崖崩れや土砂の流出を生ずるおそれのある地域は、土砂災害防止のため宅地造成に関する工事等について必要な規制を行うとともに、危険箇所立地する住宅等については、移転の促進について検討します。

④ 低未利用地を活かした適切な土地利用の誘導

- 新たな土地需要がある場合には、低未利用地や防災集団移転促進事業の移転元地、遊休農地等の有効活用を図るとともに、農用地や森林を含む自然的土地利用からの転換は抑制することを基本とし、都市的土地利用と自然的土地利用との調和を図り適切な土地利用を誘導します。

⑤ 都市計画白地における土地利用の誘導と規制

- 用途地域の定めのない白地地域では、自然環境や農山漁村景観などの資源を適切に維持・保全していくとともに、地域の特性を活かした土地利用を誘導します。
- 良好な環境の形成、または保全を行うため、開発動向を勘案し必要に応じて特定用途制限地域^{※1}の設定等の土地利用規制を検討します。

(2) 土地利用の方針

① 市街地の土地利用の方針（市街地ゾーンに該当）

1) 商業系土地利用に関する方針

ア 商業系地域（概ね中心拠点の商業地域（用途地域）に該当）

- 宮古駅周辺地区は、三陸沿岸地域の拠点都市及びまちの中心拠点として魅力ある商業・業務・サービス機能の充実を図ります。
また、公共交通の結節点という立地を活かし、多様なライフスタイルに対応した住みやすく利便性の高いまちなか居住ができる環境の増進を図ります。
- まちなかの魅力を高めるため、市民や商業者による空店舗・低未利用地等の有効活用や、文化・交流・情報発信機能・まちなかの回遊環境、交流・イベントプログラムの実施など、滞在時間の増加につながる賑わい環境を創出する活動を支援します。

イ 近隣商業系地域（概ね近隣商業地域（用途地域）に該当）

- 鉄道駅周辺や幹線道路沿道等の商業地や近隣住民を主な対象とする小規模な商業地は、日常生活における利便性の向上につながる、商業やさまざまな生活サービス機能の充実を図ります。

※1 特定用途制限地域：自治体が特定の用途の建築物に対して規制できる地域のこと。用途地域の指定がない非線引き都市計画区域、または準都市計画区域内で指定される。

2) 工業系土地利用に関する方針

ア 工業系地域（概ね準工業地域、工業地域、工業専用地域（用途地域）に該当）

- 工業施設が集積している地区は、周辺環境との調和に十分留意しつつ、操業環境の維持・増進など、工業機能の強化を図ります。
- 藤原ふ頭地区は、土地利用の変化を見つつ、工業の拠点として、工業地の集約化と特色ある企業の立地誘導を図ります。また、同地区内の白地地域は、工業・物流の拠点として機能強化を図るため、用途地域の指定を検討します。
- 産業の活性化のため、高速道路やフェリーなどの交通ネットワークを一層活用し、低未利用地を活用した工場適地の整備など、特色ある企業の立地誘導を図ります。
- 工場適地の基盤整備や企業立地の誘導に際しては、周辺環境との調和に十分留意しつつ、必要に応じて用途地域の見直しを検討します。
- 新たな工業の集積を図る地区は、適切な立地誘導に向けて調査研究を行い、工業用地の確保を図ります。
- 大規模工場等の移転により、土地利用の変化が見られる地区については、周辺への影響や生活形態に配慮しつつ、地域特性に応じた用途地域の見直しを検討します。
- 住宅や店舗等の建物が立地し、工業専用地域とすることが不適当な区域については、工業地域または、準工業地域への用途変更を検討します。
- 工業専用地域を変更する際は、大規模な集客施設の無秩序な立地を抑制するため、特別用途地区等の活用を検討します。

イ 物流系地域（概ね準工業地域（用途地域）に該当）

- 三陸沿岸道路及び宮古盛岡横断道路のインターチェンジ周辺においては、高速道路やフェリーなどの交通ネットワークを活かし、産業基盤の強化と経済の持続的発展を図るため、物流機能の充実を図ります。
- 物流系適地の基盤整備や企業立地の誘導に際しては、周辺環境との調和に十分留意しつつ、必要に応じて用途地域の見直しを検討します。

3) 住居系土地利用に関する方針

ア 住居専用地域（概ね第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域（用途地域）に該当）

- 住居専用地域や、土地区画整理事業、防災集団移転促進事業等により整備された住宅地は、地区内や周辺の自然景観等との調和に配慮し、ゆとりとうるおいのある良好な住宅地として、居住環境の維持・増進を図ります。

イ 住居複合地域（概ね第1・2種住居地域、準工業地域（用途地域）に該当）

- 幹線道路沿道や港湾周辺地区など、商業・業務等の用途が複合する住宅地は、商業・業務等機能との環境調和に留意しつつ、居住環境の維持・増進を図ります。
- 防災集団移転促進事業で整備された田老地区の三王団地は、周辺の自然環境との調和を図りながら、安全で快適な住宅地として維持・増進を図ります。



三王団地（田老地区）

② 市街地以外の土地利用の方針（臨海部定住ゾーンのうち都市計画区域内に該当）

1) 集落地域

- 集落地域は、地域内や周辺の豊かな自然環境や農地等を活かしつつ、居住環境の維持・増進を図ります。
- 津波により被災した地域の集団移転団地は、安全で快適な住宅地の形成を図ります。

2) 農用地

- 農用地は、営農活動の維持・増進を図り、優良農地を保全します。
- 開発が想定される地域は、無秩序な開発が行われないように特定の建築物や工作物の用途に対する制限として、特定用途制限地域や地区計画^{※1}の指定を検討します。



花輪地区

※1 地区計画：特定の地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。

3) 森林地域

- 森林地域は、森林の持つ水源かん養機能、環境保全機能、地球温暖化防止機能、土砂災害防災機能などの公益的機能が有効に発揮できるよう適正な維持管理により保全を図ります。

4) 自然保全地域

- 三陸復興国立公園は、本市の「海」の魅力を広域的に伝える地域であり、浄土ヶ浜、三王岩等をはじめとした優れた自然環境や景観の保全を図るとともに、自然体験・学習等の自然とのふれあいの場、観光・レクリエーションの場として積極的な活用を進めます。
- 良好な自然環境を有する黒森山は、岩手県自然環境保全条例における環境緑地保全地域として保全を図ります。

3 都市計画区域外（臨海部定住ゾーンのうち都市計画区域外、里山共生ゾーン、自然・田園環境保全活用ゾーンに該当）

(1) 土地利用の基本的な考え方

① 豊かな自然や農地等の保全と活用

- 本市の魅力を象徴する豊かな自然の保全や1次産業の維持・増進を図るとともに、そうした資源と産業を体験学習及びレクリエーション等の交流の場として有効活用し、各地域の活性化につなげていきます。

② 集落のコミュニティの維持と生活拠点の機能強化

- 集落のコミュニティを維持し、環境の向上を図るとともに、各地域内の商店や主要公共施設、観光資源等が集積している地区等においては、生活拠点として生活サービスや交流機能の強化を図ります。

③ 防災集団移転促進事業の移転元地等の適切な土地利用の誘導

- 防災集団移転促進事業の移転元地や周辺の土地については、産業関連施設などの用地としての利活用を検討し、適切な施設が立地できるよう、土地利用を誘導します。
- 自然災害の発生により被害を受けるおそれがある地域等は、必要に応じて、災害危険区域等の指定による建築規制や防災対策の実施、移転について検討します。

(2) 土地利用の方針

① 集落地域

- 集落地域は、のどかな里山環境を活かしつつ、居住環境の維持・増進を図ります。
- 津波により被災した地域の集団移転団地は、安全で快適な住宅地の形成を図ります。

② 農用地

- 農用地は、営農活動の維持・増進を図り、優良農地を保全します。
- 水源かん養機能、環境保全機能、地球温暖化防止機能などの公益的機能が有効に発揮できるよう、適正な維持管理により農地の保全を図ります。

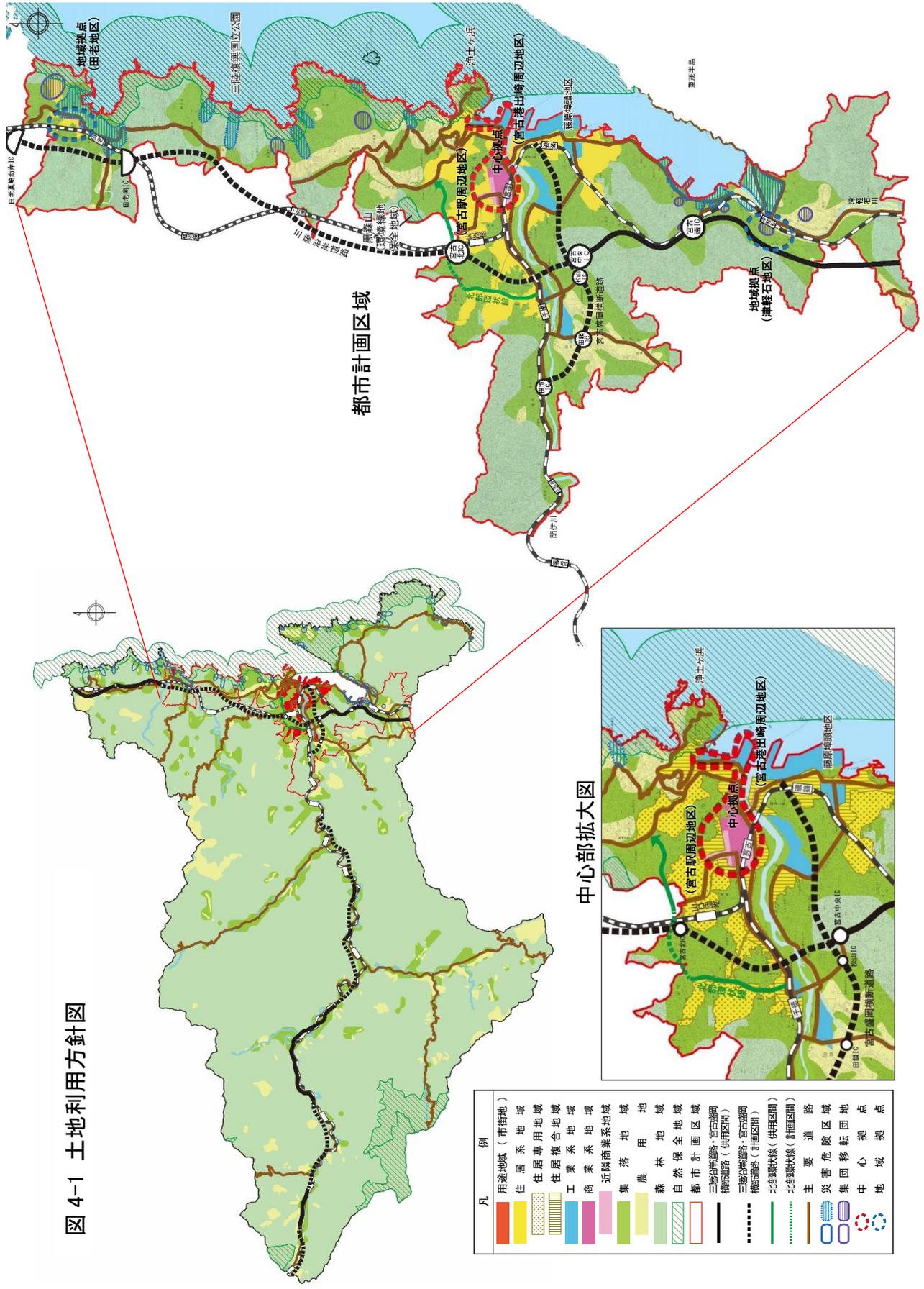
③ 森林地域

- 森林地域は、森林の持つ水源かん養機能、環境保全機能、地球温暖化防止機能、土砂災害防災機能などの公益的機能が有効に発揮できるよう適正な維持管理により保全を図ります。
- 林業の育成につながるよう森林の一層の活用を図るとともに、美しい景観や豊かな自然を活かしたレクリエーション利用など、地域の活性化に活かしていきます。

④ 自然保全地域

- 三陸復興国立公園や早池峰国立公園、早池峰自然環境保全地域は、本市の「森・川・海」の魅力を広域的に伝える地域であり、優れた自然環境や景観の保全を図るとともに、自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての有効利用を進めます。
- 区界高原自然環境保全地域、青松葉山自然環境保全地域は、貴重な自然環境の保全を図ります。

图 4-1 土地利用方针图



凡例	
[Red box]	用途地域 (市街地)
[Yellow box]	居系地域
[Green box]	住居専用地域
[Blue box]	住居複合地域
[Pink box]	工業系地域
[Light blue box]	商業系地域
[Light green box]	近隣商業系地域
[Light yellow box]	集落地域
[Light green box]	農用地域
[Green box]	森林地域
[Green box]	自然保護地域
[Green box]	都市計画区域
[Green box]	三郷分掌道群・名古屋環状四回道路 (特許区画)
[Green box]	三郷分掌道群・名古屋環状四回道路 (計画区画)
[Green box]	北部環状線 (供用区画)
[Green box]	北部環状線 (計画区画)
[Green box]	主要道路
[Green box]	災害危険区域
[Green box]	集団移転地点
[Green box]	中心地域
[Green box]	地盤拠点

第2 市街地の整備方針

1 中心拠点の賑わい強化

(1) 宮古駅周辺地区の賑わい拠点機能の強化

○宮古駅周辺地区は、JR及び三陸鉄道などの主要交通の結節点としての特性を活かした、みやこのまちの顔「みやこまち」とするため、宮古駅等を核とした商業施設や公共公益施設など、さまざまな都市機能の集積、賑やかな空間と憩いの場の創出、機能性、利便性の向上等により拠点機能の強化を推進します。

○商店街を中心とした魅力あるまちづくりと活性化のため、空店舗の活用、新規出店者への補助及びチャレンジショップ^{※1}の取り組みなどを推進します。

○若年層のニーズに対応した魅力あるまちを創出するため、空店舗の活用などによる活動・交流の拠点づくりを進めます。

○市民や来訪者の利便性を高めるため、店舗や商店街と連携して、案内板や駐車場などの設置、まちかど広場（まちなかトイレ）及び買い物カート等を気軽に利用できるサービスの提供など買物の環境整備を目的とする事業に取り組みます。



宮古街なか復興市

(2) 中心市街地の回遊・滞留環境の強化

○中心市街地拠点施設と宮古駅を南北に繋ぐ自由通路が整備されることから、商店街や市庁舎移転後の跡地整備等と連携して、まちなかの回遊性の向上や賑わいの創出を図ります。

○市民や来訪者にまちなかを楽しんでもらうため、「森・川・海」の恵みを活かした飲食等を提供する半屋外空間（オープンカフェ等）の形成やまちなか観光の推進、賑わいのあるまちづくりに取り組みます。

○宮古駅南側地区と駅北側の中心市街地を結ぶ市道八幡沖鉄道踏切線については、踏切改良及び歩道整備を行い、回遊性の向上と南北のアクセスを高めます。



中心市街地拠点施設

※1 チャレンジショップ：商店街において、将来の開業を目指して、本格的な開業の前に創業チャレンジや販売体験等を行うこと。

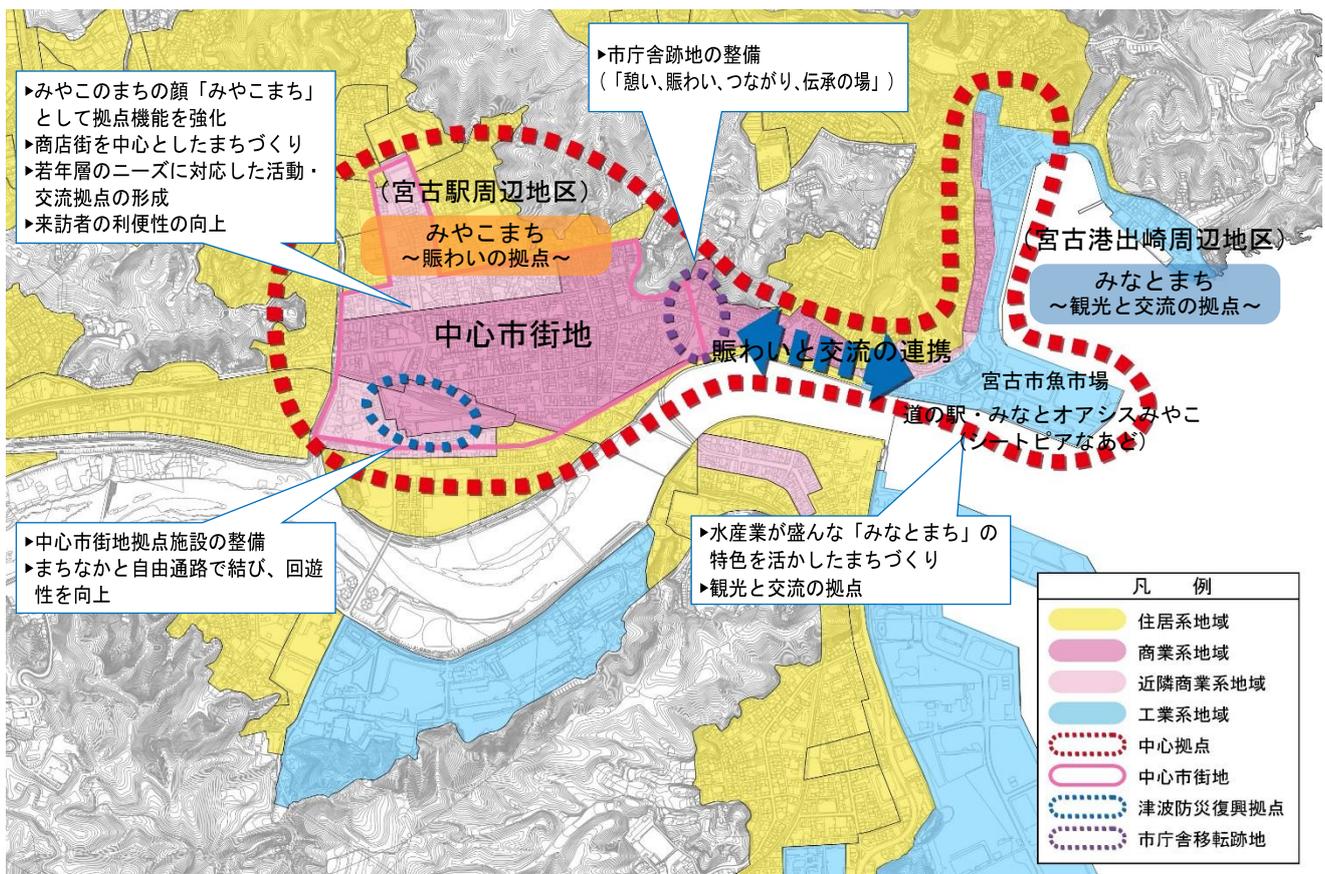
(3) 宮古港出崎周辺地区の賑わい拠点機能の強化

- 宮古港出崎周辺地区は、観光振興による賑わいを創出するため、水産業が盛んな「みなとまち」の特色を活かしたまちづくりを推進するとともに、観光・交流の拠点機能の強化を図ります。
- 宮古市魚市場と道の駅・みなとオアシスみやこが立地する出崎埠頭は、市民や来訪者が新鮮な海産物や食事など、海の幸を堪能できる水産と観光の拠点としての活用を推進します。
- テーマ性を活かした観光振興を推進するため、宮蘭フェリーの就航を活かして洞爺湖有珠山ジオパークと三陸ジオパークを結ぶ新たな観光ルートの創出や、「ひと」と「もの」のさまざまな交流を促進します。

(4) 宮古駅周辺地区と宮古港出崎周辺地区の連携強化

- 市役所庁舎移転後の跡地は、宮古駅周辺地区と宮古港出崎周辺地区の中継地点としての魅力を高めるため、「賑わいを創り出し、共に育む」新しい空間として「憩いの場、賑わいの場、つながりの場、伝承する場」としての整備を進めます。

図 4-2 中心拠点の整備方針図



2 臨海部定住ゾーンの生活サービス機能の強化

(1) 地域拠点の生活サービス機能等の強化

- 田老地区及び津軽石地区は、北エリア並びに南エリアの地域拠点として、各地域における生活サービス機能等の強化を図ります。
- 地域拠点では、駅を活かして公共交通を中心としたまちづくりを進めます。

(2) 幹線道路沿道地域等の商業・サービス機能等の強化

- 幹線道路沿道地域は、隣接する住宅地の居住環境との調和に留意しつつ、商業、その他業務を主体とする沿道サービス機能の集積を図ります。

(3) 既存施設の集積を活かした賑わい空間の創出

- 小山田地区は、商業・業務施設、市民総合体育館、総合福祉センターや閉伊川緑地公園などの既存施設を活かし、市民や来訪者が気軽に楽しめる空間の創出を図ります。

第3 交通ネットワーク施設等の整備方針

1 道路ネットワークの強化

(1) 都市間道路ネットワークの形成

① 広域道路ネットワークの形成

- 宮城県・岩手県・青森県の太平洋沿岸を結ぶ三陸沿岸道路と国道45号、本市と盛岡市を結ぶ国道106号、陸前高田市を起点とし、本市を經由して青森県八戸市に至る国道340号を主要幹線道路として位置づけ、広域道路ネットワークの形成を図ります。
- 主要地方道宮古岩泉線・重茂半島線・紫波江繋線・大槌小国線・宮古港線等の一般県道を都市幹線道路として位置づけ、都市幹線道路ネットワークの形成を図ります。

② 三陸沿岸道路の整備促進

- 三陸沿岸道路は、三陸沿岸の各都市や沿岸部と内陸部の連携を強化し、産業・経済・医療・防災・地域の活性化を促す基礎的インフラであり、全線の早期完成に向け、沿線自治体と一体となって国に働きかけるとともに事業を支援します。

③ 宮古盛岡横断道路の整備促進

- 宮古盛岡横断道路は、広域的な輸送、流通を利用した産業振興や交流人口の拡大を図るための基礎的インフラであり、全線の早期完成に向け、関係自治体と一体となって国や県に働きかけるとともに事業を支援します。

④ 一般国道の整備促進

- 地域産業の振興、防災や救急医療への対応の視点で重要な幹線道路は、時間短縮、渋滞緩和、交通の安全確保のため、国道45号・106号・340号の整備促進に取り組みます。
- 宮古盛岡横断道路と一体的に安全性の高い道路とするため、国道106号の国直轄管理区間への編入を国や県に働きかけます。
- 交通難所区間の解消により、隣接自治体との連携交流の活性化も見込まれることから、国道340号「和井内～押角間トンネル間」の早期事業化及び押角トンネルの早期完成を県に働きかけます。
- 立丸峠トンネルの開通により、東北自動車道や花巻空港等を利用した観光客の増加が見込まれることから、利用者の利便性の確保と地域振興の面から国道340号沿線に休憩施設を整備します。

⑤ 主要地方道・一般県道の整備促進

○主要地方道・一般県道は、時間短縮や安全確保、隣接市町村等との地域間交流や産業振興にとって重要な路線であり、重茂半島線「津軽石～熊の平間」の早期完成、紫波江繫線「大畑～タイマグラ間」の事業化、大槌小国線の土坂峠地区のトンネル化、宮古岩泉線の整備促進を県に働きかけます。

図 4-3 都市間道路ネットワーク図



(2) 市内道路ネットワークの形成

① 市内幹線道路の整備

- 市民生活の利便性向上を図るため、病院や学校、産業関連施設、観光地等を結ぶ市道や、災害時に国道や県道の代替となる市道などが、機能的に結びついた市内道路網の整備を図ります。
- 幹線道路と主な市内幹線道路のアクセス性向上のため、高速交通ネットワークの整備に併せ、北部環状線・長根岩船線・磯鷄金浜線・前須賀日立浜線などの主な市内幹線道路の整備を図ります。

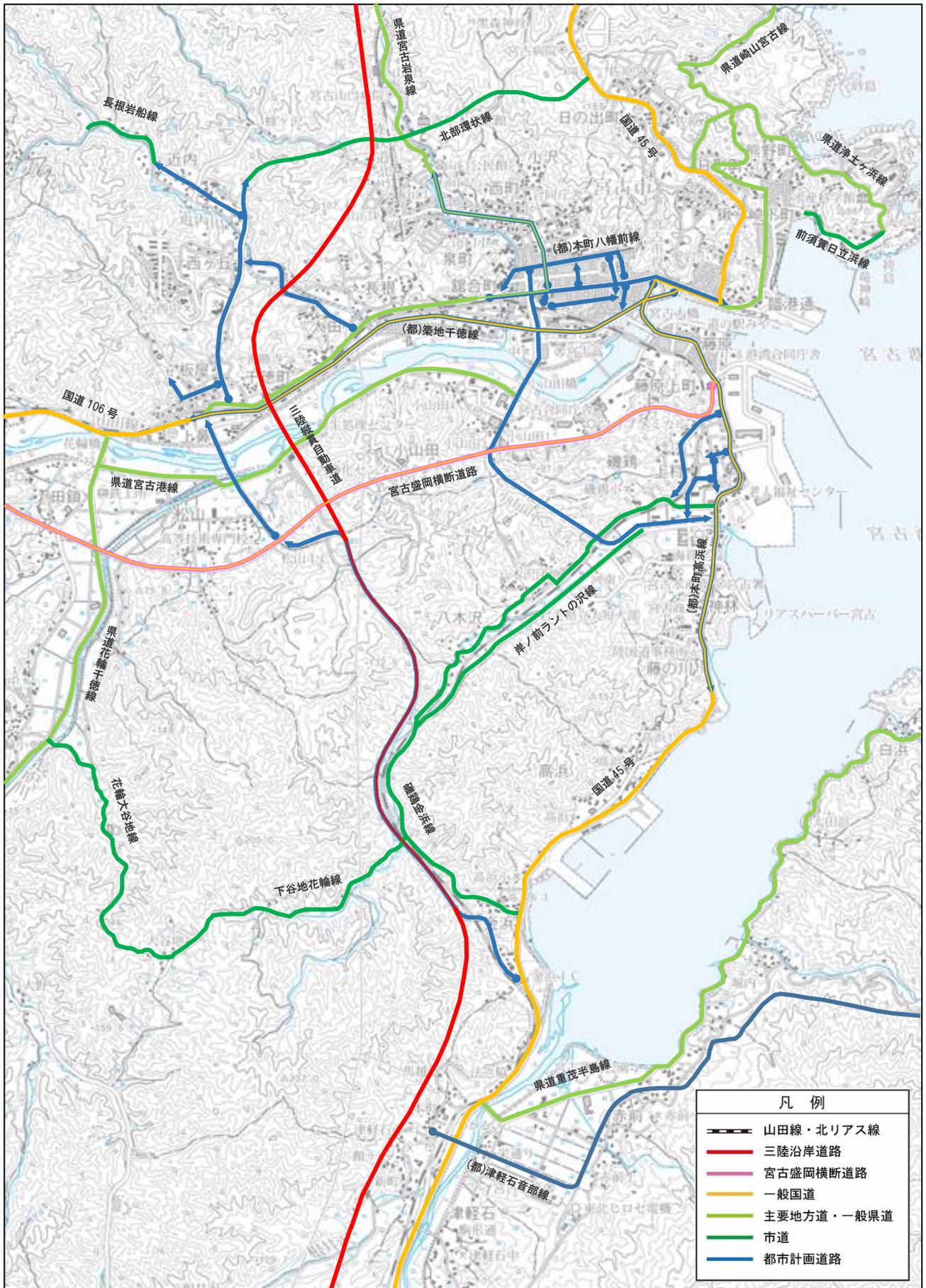
② 市街地等の生活関連道路の整備

- 市民生活に密着した、松山線・金浜4号線・浦の沢線などの生活関連道路は、利用状況に応じて、道路の拡幅や歩道未整備区間及び踏切危険箇所の解消、歩道や街灯などの交通安全施設の整備などを推進します。
- 建築基準法第42条第2項に規定された道路について、個々の建築行為に合わせて後退用地の確保を図り、地域住民の理解と協働により狭あい道路の解消を図ります。

(3) 都市計画道路の整備

- 平成27年に策定した「宮古市都市計画道路見直し方針」で「存続」とした、本町高浜線・築地千徳線・本町八幡前線の3路線については、交通ネットワーク及び自転車、歩行者空間を確保するために必要な道路であることから、整備を検討します。

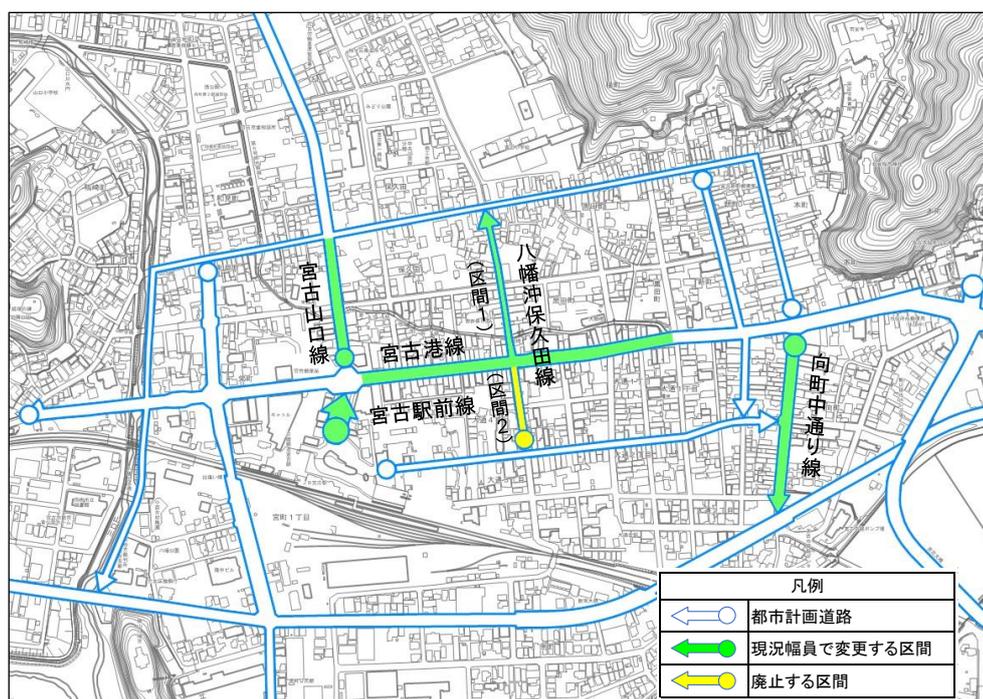
図 4-4 市内道路ネットワーク図(中心市街地及び周辺部を抜粋)



(4) 道路ネットワークの強化に伴う都市計画道路の見直し

- 三陸沿岸道路や宮古盛岡横断道路等の整備による道路ネットワークの強化に伴い通過交通が幹線道路にシフトすることから、市街地に流入する交通量が大幅に減少すると推計されています。
- 過大な道路拡幅は、多くの建物移転を伴うことから、まちなみや地域のコミュニティが失われるだけでなく、活力の低下を招くことが推察されます。このため、中心市街地の都市計画道路については、これまでの車重視から、既存の道路空間を再配分することにより、歩行者・自転車・公共交通を優先した、まちの賑わいや魅力の創出につながる道路へと方針を転換します。
- 特に宮古港線（末広町通り）は、中心市街地に位置する商店街のほぼ中央を通る重要な道路であり、商店街を中心とした魅力あるまちとして、賑わい強化につなげていくためには、地域住民との合意形成を図りつつ、歩行者を優先した安全・安心、かつ快適な道路として整備を進めていく必要があります。
- このことから、平成27年に策定した「宮古市都市計画道路見直し方針」で「継続検討」とした5路線の計画を次のとおり見直します。

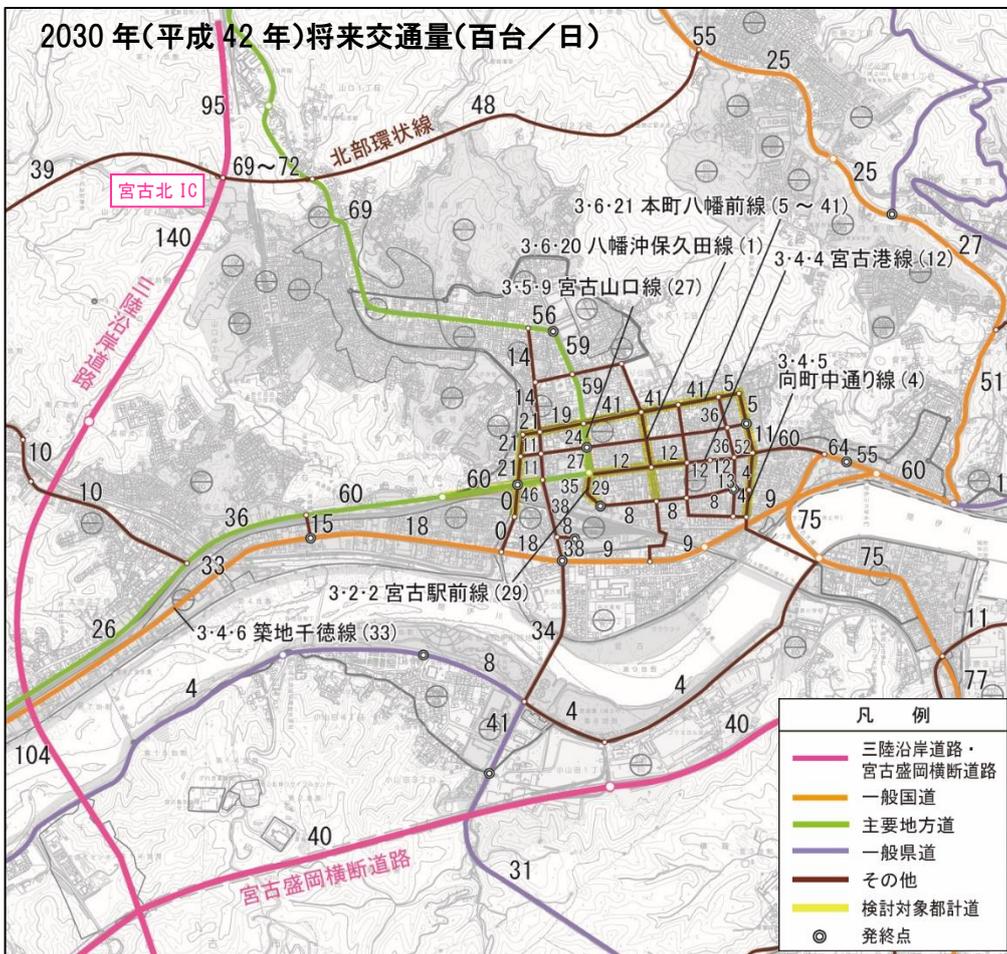
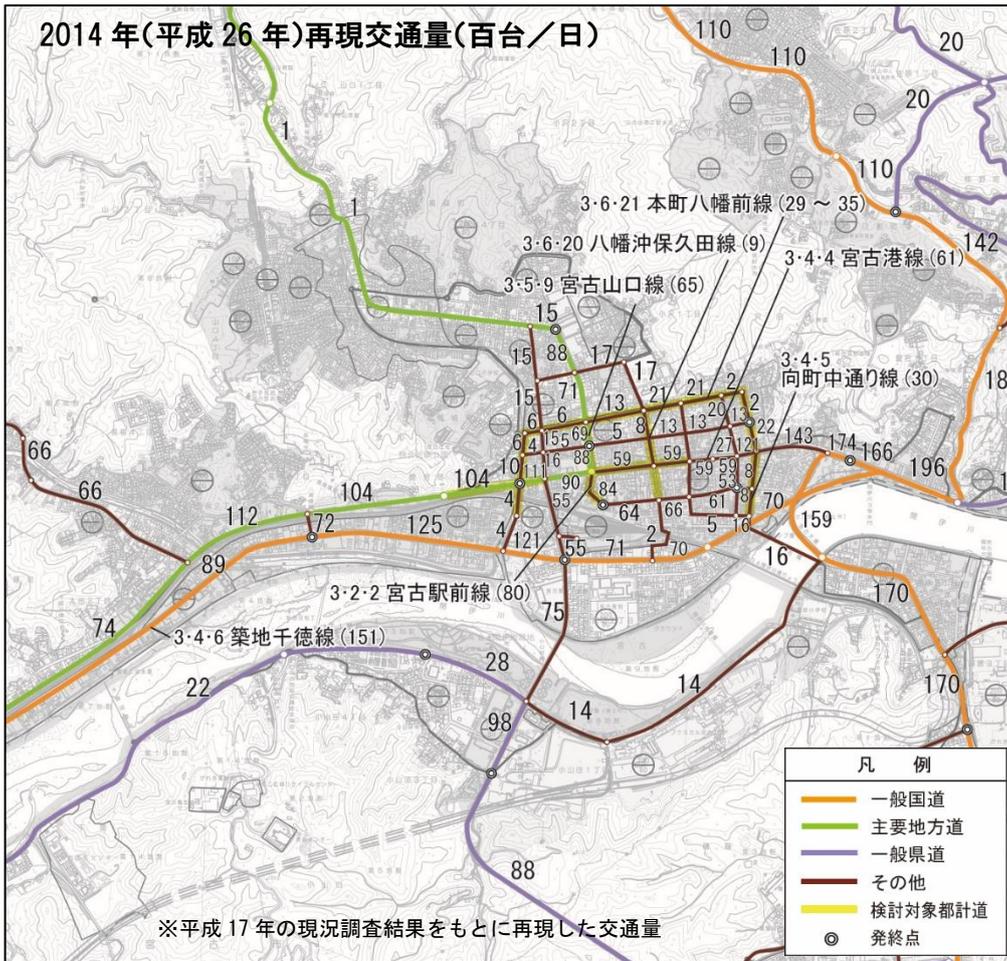
図 4-5 都市計画道路の計画見直し対象路線



都市計画道路計画見直し方針

路線名	対象 区間 (m)	幅員 (m)		交通量推計 (百台/日)		計画見直し 方針	理由
		計画	現況	H26	H42		
宮古駅前線	90	30.0	25.2	80	29	現況幅員に 変更する	将来交通量が大幅に減少するため、現況幅員で変更した場合においても、交通機能を確保することが可能であり、周辺道路網への影響はない。 現況幅員は約 25.2m、歩道幅員も 3.5m 以上となっており、路線の機能は確保されている。
宮古山口線	190	15.0	12.8	65	27	現況幅員に 変更する	将来交通量が大幅に減少するため、現況幅員で変更した場合においても、交通機能を確保することが可能であり、周辺道路網への影響はない。 現況幅員は約 12.8m、歩道幅員も概ね 1.75～1.95m となっており、路線の機能は確保されている。
八幡沖保久田線	340	8.0	(区間 1) 4.0 ～ 7.0	9	1	現況幅員に 変更する	将来交通量が大幅に減少するため、現況幅員で変更した場合においても、交通機能を確保することが可能であり、周辺道路網への影響はない。
			(区間 2) 2.3 ～ 3.4			—	
宮古港線	470	17.0	9.5	61	12	現況幅員に 変更する	将来交通量が大幅に減少するため、現況幅員約 9.5m で変更した場合においても、交通機能を確保することが可能であり、周辺道路網への影響はない。
向町中通り線	250	16.0	8.0	30	4	現況幅員に 変更する	将来交通量が大幅に減少するため、現況幅員約 8.0m で変更した場合においても、交通機能を確保することが可能であり、周辺道路網への影響はない。

図 4-6 主要道路将来交通量



条件：三陸沿岸道路、北部環状線等が完成し、継続検討とした都市計画道路5路線が未着手な場合

(5) 歩行者ネットワークの形成

- みやこまち（宮古駅周辺地区）は、宮古駅と中心市街地拠点施設、中心商店街の回遊性を高めるための歩行者ネットワークを形成します。
- 中心市街地等の商業空間は、高齢者・障がい者・子供など、すべての人が安全で安心して歩けるような、快適な歩行者空間を確保するため、歩行者と車両との分離や、段差のない歩道づくりを進めます。
- 都市計画道路宮古港線（末広町通り）については、歩行者の安全・安心、快適性の向上を図るため、電線類地中化や道路美装化等により歩行者空間の形成を図るとともに、まちなかの回遊性の向上のために、案内板設置等を検討します。
- 住宅地内の道路は、地域特性に応じた歩行者空間の形成を図ります。

(6) 道路施設の安全性の確保

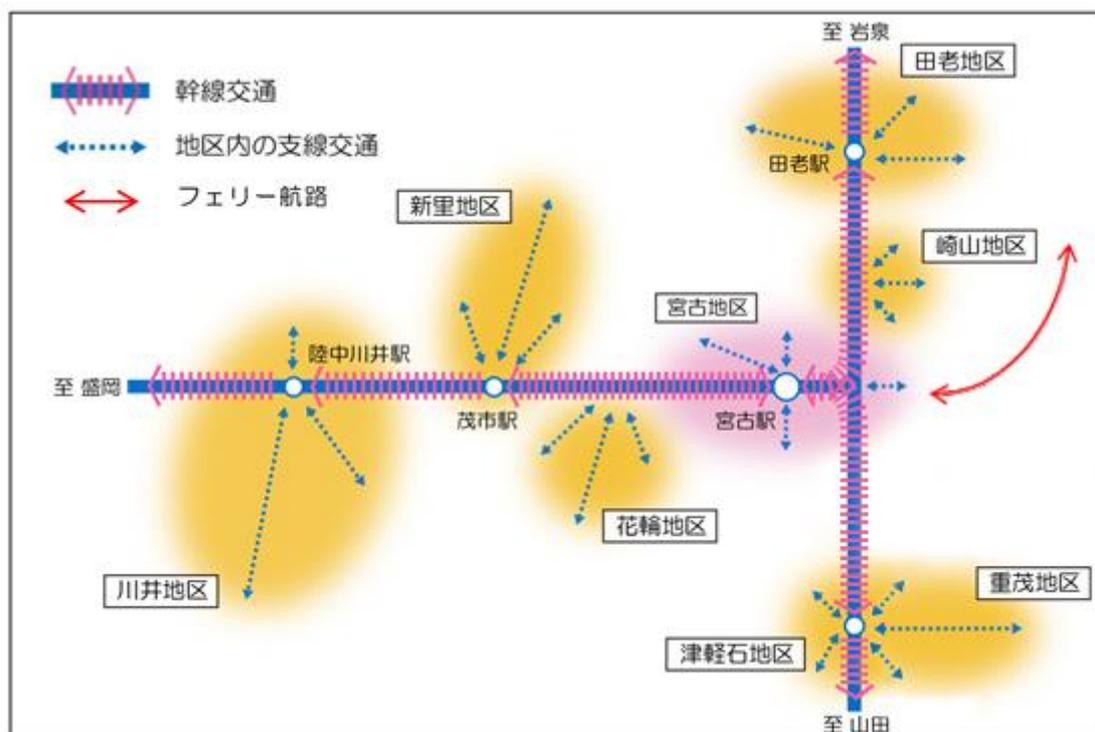
- 道路施設の安全性を確保するため、舗装、橋梁、街路灯などの定期的な点検と橋梁長寿命化修繕計画による橋梁の長寿命化等を図ります。
- 事後における補修・修繕から計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、維持管理・更新費用の平準化を図ります。

2 「みんなで作る みんながつながる」公共交通ネットワークの構築

(1) 市民生活を支える地域公共交通手段の確保

- 幹線交通については、J R山田線（宮古～盛岡間）及び国道 106 号を利用するバス交通を東西軸、J R山田線（宮古～釜石間）、三陸鉄道北リアス線及び国道 45 号を利用するバス交通を南北線と位置づけ、運行維持に対する支援を行うとともに、維持すべきサービス水準を検討し、その水準を維持します。
- 災害時の連携体制、復旧体制など、災害時のネットワークの確保にも配慮し、災害に強い公共交通ネットワークの構築を目指します。
- 公共交通衰退に歯止めをかけるため、引き続き運行経費への助成など、一定レベルの公共交通を維持するための支援を行います。
- 公共交通が利用しにくい地域については、タクシーの活用や地域に密着した団体が運行主体となる有償運送など、地域の特性に合わせた、持続可能な交通確保のあり方について検討します。
- 市と住民が、必要に応じて交通事業者を交えながら、交通サービスのあり方、サービスと負担のバランス、適切な役割分担、持続可能性などを検討し、実証運行などの手法も取り入れながら、改善に向けた取り組みを進めます。

図 4-7 公共交通体系イメージ



資料：宮古市地域公共交通網形成計画（平成 29 年 3 月）

(2) ニーズに合った公共交通ネットワークの形成

- 現在の公共交通ネットワーク（主に路線バス）が、利用状況や住民ニーズに適合しているか検証し、必要に応じて見直しを行います。検証・見直しにあたっては、系統ごとの状況、他の系統との関係、幹線交通との接続状況に留意し、利用者が著しく少ない系統については、より効率的な手法への移行も視野に入れて改善策を検討します。検証・見直しについては、定期的に事業者ワーキングを実施し、系統ごとの課題と改善策、ネットワーク全体の課題と改善策を検討し、住民懇談会など地域住民との検討、地域公共交通会議での検討を重ねながら見直しを進めます。
- 田老地区、八木沢地区及び払川地区には、復興後の新しいまちづくりに合わせ、新駅を設置することにより、地域の利便性を高め、沿線の活性化及び鉄道の利用促進を図ります。
- J R山田線（宮古～釜石間）が三陸鉄道に移管されることにより、住民の移動手段が大きく変化することが考えられます。ついては、移管後の鉄道と路線バスを一体とする公共交通ネットワークのあり方について検討します。

(3) 地域公共交通の利用拡大に向けた環境整備

- バス待合所の整備やバリアフリー化の促進など、利用環境の改善を図ります。
また、施設の適切な維持管理を行います。
- 日常利用者を中心とした利用促進の取り組みとして、公共交通利用者に対する補助制度の検討を進めます。
- 利用促進のイベントを実施することにより、住民の潜在需要を掘り起こし、利用促進を図ります。
- 日常生活におけるニーズのほか、観光などのニーズに対応する二次交通としての役割にも配慮し、鉄道と路線バスの連携、公共交通とタクシーやレンタカーとの組み合わせなど、多様な交通機関が連携する交通ネットワークの構築を目指します。
- 観光客がスムーズに目的地まで移動できるよう情報発信を行います。
- 駅施設等の案内表示、誘導表示等を多言語表記にすることにより、外国人観光客受け入れ環境の整備を図ります。

3 港湾機能の強化

(1) 宮蘭フェリー航路の開設による広域連携の促進

- 宮蘭フェリー航路の開設による「海の道」を活用した物流と観光・交流の促進を図ります。
- 宮古港～北海道室蘭港間の所要時間は約 10 時間となっており、トラック運転手などが十分休息を取ることができる理想的な航路として利用促進を働きかけるとともに利便性の向上のため便数増等に取り組みます。
- また、複数地域とのネットワーク形成が図られるよう取り組みます。



宮古港フェリーターミナル

(2) 物流機能の強化

- 防潮堤の整備により安全性を確保し、港湾利用型企業の誘致に取り組みます。
- モーダルシフト※¹の推進のため、港湾と復興道路及び復興支援道路の整備促進を国・県等に働きかけます。
- 食品等を扱える上屋の整備・充実などにより、フェリーを活用した物流機能の強化を図るよう県に働きかけます。

図 4-8 物流機能の整備イメージ



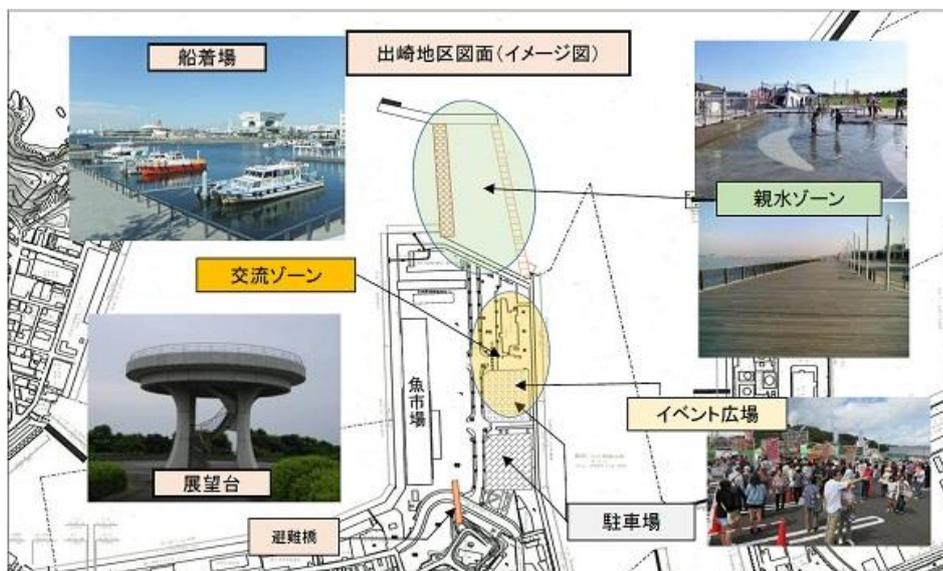
資料：宮古市港湾振興ビジョン（平成 28 年 3 月）

※1 モーダルシフト：旅客や貨物の幹線輸送を、大量輸送が可能な貨車や船舶輸送に切り替えることで、二酸化炭素の排出削減を図ること。

(3) 観光・交流機能の強化

○出崎埠頭は、観光拠点の一つであり、リアスハーバー宮古及び藤原ふ頭との連携による「みなとまちづくり」の拠点であることから、旅客船ターミナル等の施設整備が図られるよう国及び県に働きかけます。

図 4-9 観光・交流機能の整備イメージ



資料：宮古市港湾振興ビジョン（平成 28 年 3 月）

第4 産業振興の方針

1 工業・物流環境の形成

(1) 陸・海の広域交通基盤を活かした工業・物流拠点の形成

① 港湾利用型企業の誘導

- 藤原ふ頭地区は、活力ある産業育成のため、宮蘭フェリーの就航を契機として港湾利用型企業の立地促進を図ります。
- 特に、藤原ふ頭工業団地は、木材産業の高度化拠点として、木材産業の集積を推進します。

② 流通・工業基地としての誘導

- 田鎖工業団地は、工業振興のため、宮古中央インターチェンジ周辺における広域交通網を活かして、流通・工業基地としての誘導を図り、工業系土地利用企業の集積を推進します。
- 広域交通網を活かして、各インターチェンジ周辺における企業集積について検討します。

③ 工業用地の整備

- 藤原ふ頭工業団地は、工業適地としての機能強化を図るため、道路などの基盤の整備に努めます。
- 田鎖工業団地は、工業適地としての機能強化を図るため、必要に応じて道路などの基盤の整備に努めます。



藤原ふ頭工業団地



田鎖工業団地

- 工場新設等の受け皿となる用地を確保するため、企業の集積状況等を考慮しながら、新たな工業用地の調査・検討を進めます。

(2) 工業用地等の機能の強化・増進

① 本市の地域特性を活かした企業の立地の促進

- 金型・コネクタ等に関連する産業、地域資源を原材料とする食品産業、食品加工やリサイクル等の港湾利用型産業など、本市の特性を活かした分野の企業の立地促進を図ります。

② 低未利用地における企業用地の利活用

- 工場が集積している地区内の低未利用地については、経済活動の活発化に向けて、既存の工場の立地状況を把握しながら産業機能強化に資する業種の企業用地等として活用を図ります。

③ 市街地周辺部などの低未利用地の土地利用策の検討

- 交通利便性の高い市街地周辺の低未利用地などについては、まちづくりのため有効な土地利用策について検討を進めます。

2 農林水産業の振興

(1) 農産物の高付加価値化の推進

- 地域農産物の消費拡大や付加価値を高める6次産業化の取り組みを推進するため、新たな加工品開発の取り組みを支援します。

(2) 木材加工産業の育成

- 林業振興のため、木材を供給するシステムの構築による木材の地域内利用、担い手育成、広葉樹を活用した特用林産物の生産拡大を目指して計画的な森林づくりを推進します。
- 森林を利活用する需要を高めるため、木材加工業（製材・合板・集成材等各分野）の流通拠点や加工施設の整備を支援します。

(3) 水産業の再生

- 本市の基幹産業である水産業については、消費者のニーズに応えられる産業としてさらなる振興を図ります。
- 沿岸漁業を支える「つくり育てる漁業」の推進を図るほか、生産基盤を支える漁港環境の整備を促進します。
- 高品質な水産物の流通加工体制の整備及び、整備が進む交通ネットワークの恩恵を活かせる基盤整備を図ります。

3 公共用地の利活用

(1) 防災集団移転促進事業の移転元地の活用

○防災集団移転促進事業の移転元地は、集約化を図るとともに、交通利便性を活かし、物流・工業・商業・水産業・農業・観光・レクリエーション等、本市の新たな魅力を創出する場としての土地活用を検討します。

○企業誘致にあたっては、企業の意向を踏まえ、必要性がある場合には、移転元地等を活用した企業用地の整備を検討します。

また、定期借地権の導入等や土地の調達に係る費用の引き下げを行うなど、企業等が進出しやすい環境の整備を検討します。

(2) 公共施設の統合による公的不動産の有効活用

○公共施設の統廃合により用途廃止となった公的不動産の有効活用を図るために、産業用地としての活用を検討します。

図 4-10 産業振興の方針図

